
第3次美波町地域福祉計画

令和2年3月

美 波 町

【「障がい」の表記について】

本計画においては、「障害者」などの「害」の字表記について、可能な限りひらがなで表記しました。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、「害」の字を使っています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	3
3 計画の策定・推進体制	5
第2章 地域福祉に関する現況と課題	9
1 地域福祉推進の背景（時代潮流）	10
2 美波町の概況	12
3 地域福祉に関する住民意識	17
4 関係団体等からの意見概要	26
5 地域福祉にかかる課題の整理	30
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	34
2 基本目標	35
3 施策の体系	356
第4章 施策の展開	37
1 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり	38
2 地域福祉の担い手づくり	42
3 共に支え合う地域づくり	44
4 災害に強い福祉のまちづくり	48

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「地域福祉」とは、地域住民と行政、ボランティア、NPO 法人、サービス事業者などが力を合わせ、補完し合いながら、それぞれの役割の中でできることを実行していくことにより、誰もが地域の一員として安心して暮らし、あらゆる分野の活動に参加することができる地域社会を目指すものです。

国は、平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

平成 30 年 4 月の社会福祉法の一部改正では、地域福祉計画の策定が努力義務とされ、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられました。また、「包括的な支援体制の整備にかかる事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されています。

本町では、平成 26 年度に「第 2 次美波町地域福祉計画」（以下、第 2 次計画という。）を策定し、東日本大震災の経験を踏まえ、『いきいきと自然のなかで暮らせるまち』を基本理念として、すべての人々が豊かな自然環境の中で共に支え合いながら、いきいきと暮らせるまちを目指して取り組んできました。

第 2 次計画が令和元年度で最終年度となったことから、社会情勢の変化や各種制度の動向等を踏まえつつ、これまでの取組状況を評価・点検し、新たに「第 3 次美波町地域福祉計画」（以下、本計画という。）を策定するものです。

（参考）社会福祉法（抄）

第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 計画の性格

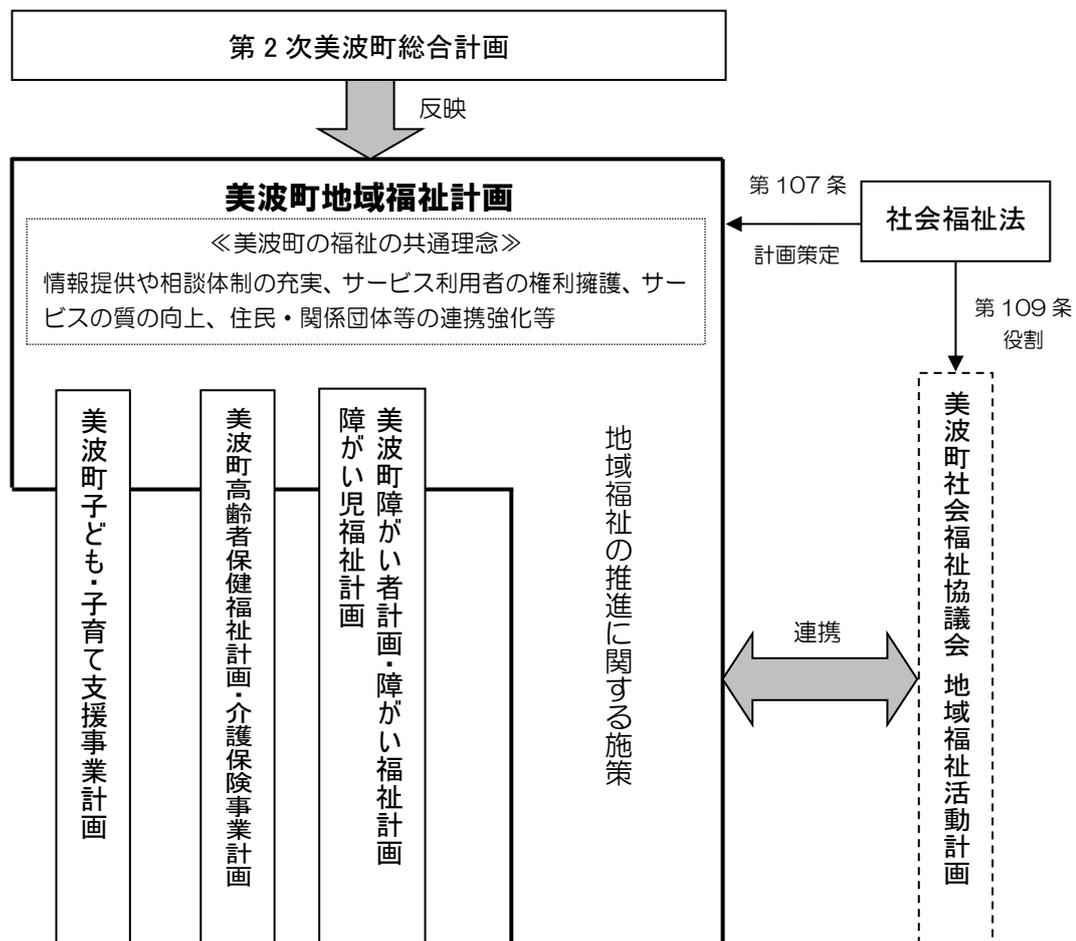
(1) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、美波町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。本計画は、上位計画である「美波町総合計画」を地域福祉の分野から実現するための計画です。

また、「美波町子ども・子育て支援事業計画」、「美波町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「美波町障がい者計画・美波町障がい福祉計画」等の福祉分野における個別計画に共通する理念を示すとともに、住民・地域・各種団体・社会福祉協議会・関係機関・行政等の協働によって地域福祉を推進していく指針となります。

なお、地域福祉を推進する具体的な取組については、社会福祉法第109条に規定された美波町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携しながら進めていきます。

図表1. 地域福祉計画の位置付け（概念図）



(2) 計画期間

本計画は、令和2年度を初年度、令和6年度を目標年度とする5か年計画とします。

なお、関連する他の計画との整合や、社会情勢及び制度等の動向を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うこととします。

図表2. 関連計画と本計画の期間

計画名	年度						
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
美波町地域福祉計画	(第2次)		本計画(第3次)				
美波町総合計画	(第2次)					(第3次)	
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	(第8次・第7期)			(第9次・第8期)			
美波町障がい者計画	(第3次)						
美波町障がい福祉計画・障がい児福祉計画	(第5期・第1期)			(第6期・第2期)			
美波町子ども・子育て支援事業計画	(第1期)	(第2期)					

3 計画の策定・推進体制

(1) 計画の策定体制

① 美波町地域福祉計画策定委員会による検討

地域福祉の推進に向けた協議を行うために、福祉関係団体の代表者等で構成する「美波町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容の検討を行いました。

図表3. 計画策定委員会の開催経過

開催日	検討内容
第1回 令和元年11月23日	<ul style="list-style-type: none">委員委嘱、委員長及び副委員長の選任計画の概要についてアンケート調査結果の報告
第2回 令和2年2月26日	<ul style="list-style-type: none">計画素案について

② 行政内部での調整

地域福祉に関する施策や事業を総合的・体系的に推進するために、庁内関係部署による計画内容の調整を行いました。

③ 住民アンケート調査の実施

地域福祉に関する住民のニーズ等を把握するために、18歳以上の一般住民を対象としたアンケート調査を実施しました。

図表4. アンケート調査の実施概要

調査名	美波町地域福祉計画策定のためのアンケート調査
対象者	町内在住の18歳以上の町民1,000人（無作為抽出）
実施時期	令和元年7月
方法	郵送による調査票の配付・回収
配付・回収	配付数：1,000票 回収数424票 回収率42.4%

④ 関係団体等アンケートの実施

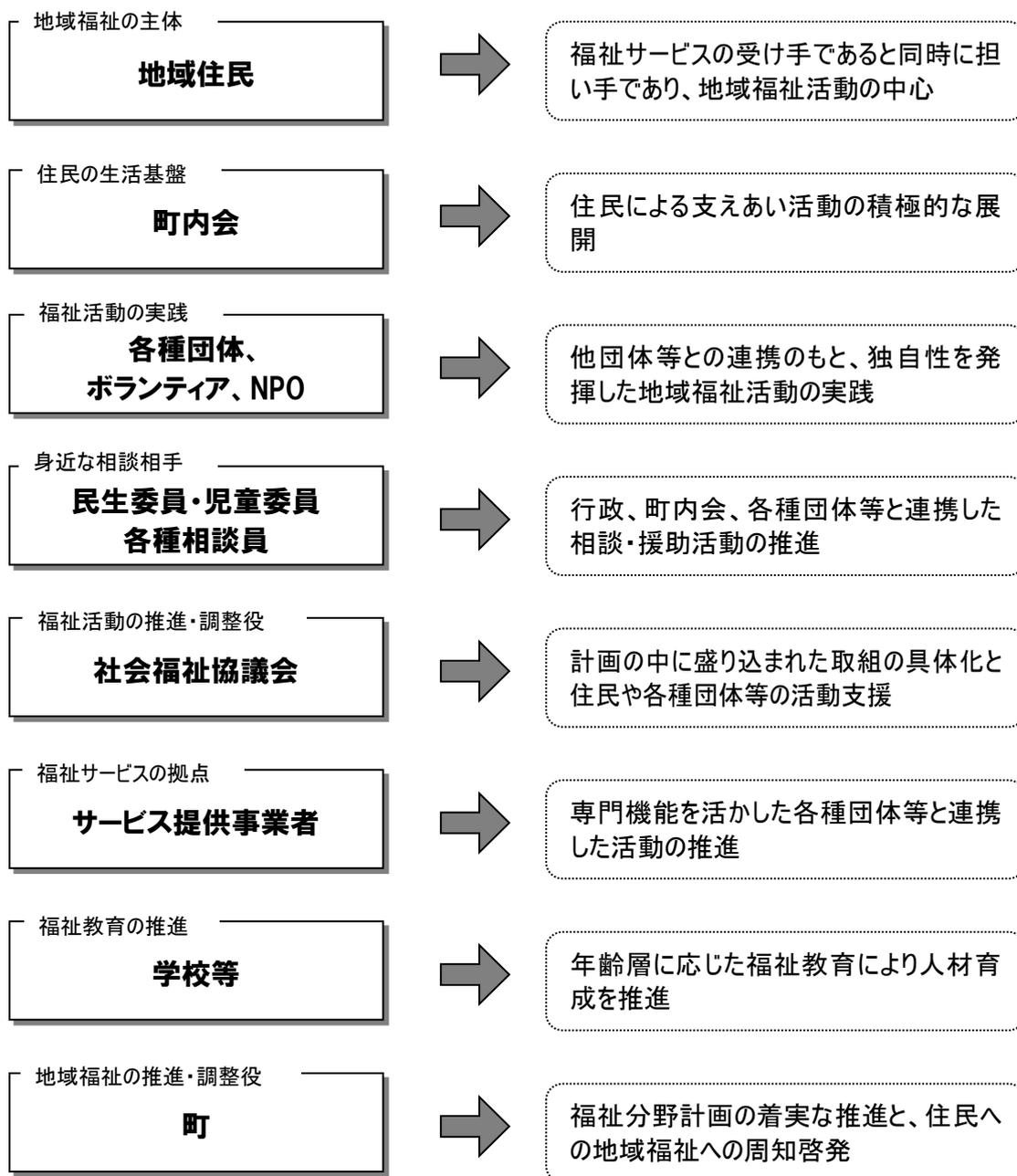
地域福祉に関する施策方向を検討する際の基礎として、関係団体等を対象としたアンケート調査を実施し、活動を通じて感じている地域福祉課題等の把握を行いました。

図表5. 関係団体等ヒアリング調査の実施概要

調査名	地域福祉計画策定のための関係団体等意向調査
対象者	本町を対象に事業や活動を行っているサービス提供事業者、各種団体、ボランティアグループ等
実施時期	令和元年9月～10月
方法	郵送による調査票の配付・回収
配付・回収	配付数：37団体 回収数：18団体 回収率48.6%

(2) 計画の推進体制

本計画は、共に助け合い、支え合う地域社会の構築に向けて、住民、地域、各種団体、社会福祉協議会、サービス提供事業者、行政等が協働で取り組むものです。これを踏まえ、基本目標に基づき施策の展開では、次のような役割分担のもと、地域福祉の推進に関わっていくことが求められます。



(3) 計画の進行管理

本計画を実行性あるものとして推進していくため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、町民の意見を反映させながら検討を行い、必要に応じて変更等の措置を講じるよう努めていきます。

第2章 地域福祉に関する現況と課題

1 地域福祉推進の背景（時代潮流）

（1）人口減少・少子高齢化の進行

全国的に少子高齢化・人口減少が急速に進行しています。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。さらに、今後は「現役世代の急減」という局面を迎えることとなり、社会の活力維持向上をどのように図るかが重要課題となっています。

こうした人口構造の変化に加え、暮らしにおける人と人とのつながりの希薄化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

誰もが地域社会の中で誰もが孤立せずに、その人らしい生活を送ることができるよう、人と人とのつながりを再構築し、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

（2）困りごとや課題の複雑化、複合化

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、地域で暮らしていく上で様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

例えば、高齢の親と無職独身や障がいがある50代の子が同居することによる問題（8050問題）、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯として捉え、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

また、本人や世帯の課題を包括的に受け止めるためには、本人や世帯を「制度」の枠組みから見るのではなく、本人や世帯が抱える様々な困りごとのみならず、生きる意欲や力、生きる希望といった強みや思いを引き出しながら必要な支援を考えていくことが必要であり、本人や世帯の「暮らし」と「しごと」を包括的に支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが求められています。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備などが進められています。

地域共生社会の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』のしくみ双方の転換を目指すものです。

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、2017（平成29）年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正され、2018（平成30）年4月に施行されました。

地域共生社会の実現に向けて、地域課題の解決力強化のための体制づくりや分野横断的な包括的支援の構築を検討していくことが求められています。

(4) 社会福祉法の改正

改正社会福祉法では、地域共生社会の実現に向けた「推進方策」として、国及び自治体は、「地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるように努めなければならない」ことが規定されました。

また、市町村の責務を具体化し、地域福祉を推進する上での公的責任を明確にするために、地域の力と公的な支援体制があいまって、地域生活課題を解決するための「包括的な支援体制の整備」に努めることを定めています

さらに、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、福祉の各分野における相談支援を担う事業者の努力義務として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが求められています。

加えて、市町村及び都道府県は、地域福祉（支援）計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付けられるなど、地域福祉計画の位置付けなどが見直されました。

地域福祉計画においては、地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進計画であるとの基本的な考え方のもとに取組を進めていくことが必要になっています。

2 美波町の概況

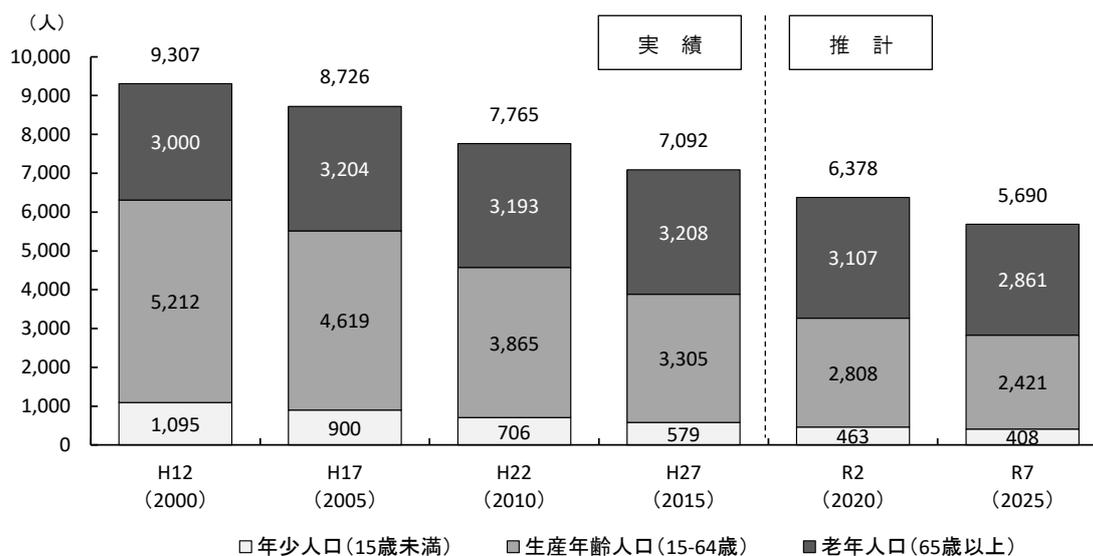
(1) 人口・世帯の推移

① 人口の推移

国勢調査の結果から本町の人口の推移をみると、平成12年に9,307人であった総人口は、15年後の平成27年には2,215人(23.8%)減少し、7,092人となっています。そのうち65歳以上の高齢者は3,208人で、全体の45.2%を占めています。一方で、15歳未満の年少人口及び15歳から64歳の生産年齢人口が減少し、本町においても急速に少子高齢化・人口減少が進行しています。

さらに令和7年には、総人口が5,690人まで減少し、高齢者人口も減少しますが、高齢化率は50.3%まで上昇すると推計されています。

図表6. 年齢3区分別人口の推移及び将来推計



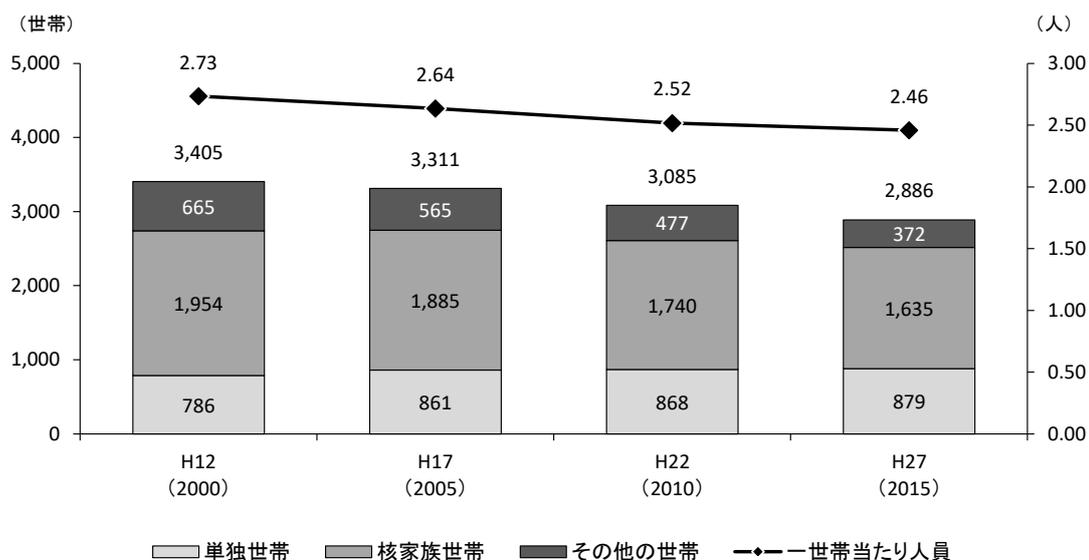
	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)
総人口	9,307	8,726	7,765	7,092	6,378	5,690
年少人口 (15歳未満)	1,095	900	706	579	463	408
(割合)	(11.8)	(10.3)	(9.1)	(8.2)	(7.3)	(7.2)
生産年齢人口 (15-64歳)	5,212	4,619	3,865	3,305	2,808	2,421
(割合)	(56.0)	(53.0)	(49.8)	(46.6)	(44.0)	(42.5)
老年人口 (65歳以上)	3,000	3,204	3,193	3,208	3,107	2,861
(割合)	(32.2)	(36.7)	(41.1)	(45.2)	(48.7)	(50.3)

出典：実績…国勢調査 推計…国立社会保障・人口問題研究所

② 世帯数の推移

本町の世帯数においても減少傾向が続いており、平成 27 年 10 月時点で 2,886 世帯となっています。世帯構成別にみると、単身世帯数はやや増加する一方で、核家族世帯や三世帯世帯などの世帯が減少してきています。特にひとり暮らし高齢者の世帯が増加しており、高齢夫婦世帯と併せた高齢者のみの世帯が全体の 4 割以上を占めています。

図表7. 世帯構成別世帯数の推移



	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	徳島県 (2015)	全国 (2015)
一般世帯数	3,405	3,311	3,085	2,886	304,911	53,331,797
単身世帯	786	861	868	879	98,053	18,417,922
(割合)	(23.1)	(26.0)	(28.1)	(30.5)	(32.2)	(34.5)
うち高齢単身世帯	464	503	513	554	39,325	5,927,686
(割合)	(13.6)	(15.2)	(16.6)	(19.2)	(12.9)	(11.1)
核家族世帯	1,954	1,885	1,740	1,635	167,478	29,754,438
(割合)	(57.4)	(56.9)	(56.4)	(56.7)	(54.9)	(55.8)
うち母子・父子世帯	36	37	32	36	5,170	838,727
(割合)	(1.1)	(1.1)	(1.0)	(1.2)	(1.7)	(1.6)
うち高齢夫婦世帯	598	668	672	650	39,270	6,079,126
(割合)	(17.6)	(20.2)	(21.8)	(22.5)	(12.9)	(11.4)
その他の世帯	665	565	477	372	39,380	5,159,437
(割合)	(19.5)	(17.1)	(15.5)	(12.9)	(12.9)	(9.7)

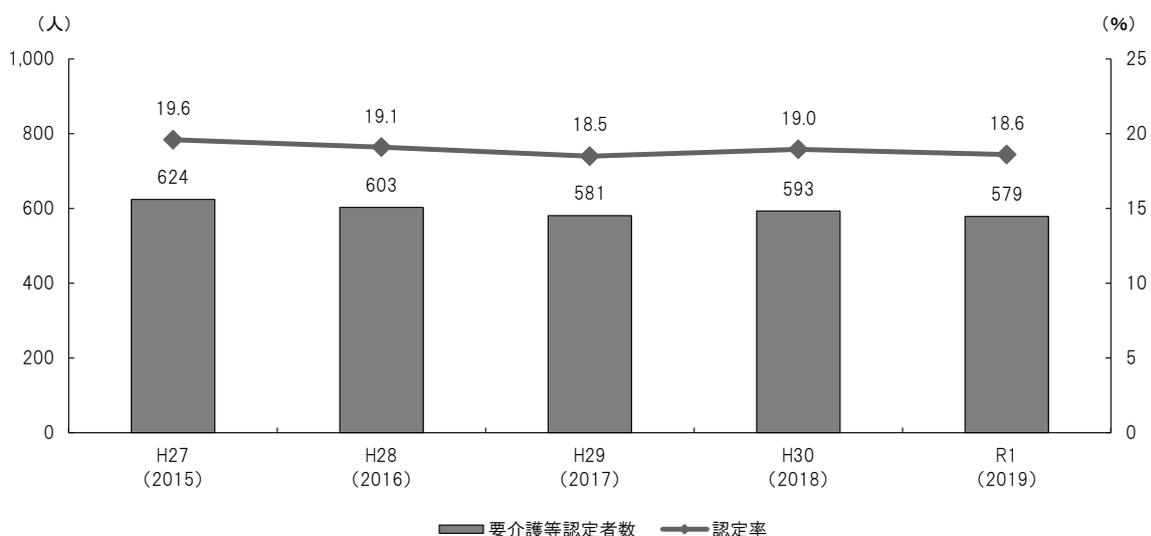
出典：国勢調査

(2) 要介護等認定者の状況

要介護等認定者数は、平成27年以降、減少傾向が続いており、平成30年度に増加した後、再び減少に転じ、令和元年9月末現在で579人、第1号被保険者数に対する割合（認定率）は18.6%となっています。

要介護度別にみると、平成27年から令和元年にかけて、要支援認定者数が増加し、要介護認定者数が減少しています。

図表8. 要介護等認定者数及び認定率の推移



	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
要介護等認定者数	624	603	581	593	579
要支援認定者数	159	161	141	160	172
要支援1	84	100	82	101	121
要支援2	75	61	59	59	51
要介護認定者数	465	442	440	433	407
要介護1	139	143	142	132	123
要介護2	80	78	90	88	77
要介護3	91	71	71	81	76
要介護4	85	88	86	85	85
要介護5	70	62	51	47	46

出典：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

(3) 障がいのある人の状況

障がい者手帳等の所持者数は、平成31年4月1日現在で身体障害者手帳が437人、療育手帳が84人、精神障害者保健福祉手帳が59人、自立支援医療受給者が78人となっています。

人口減少等により全体の所持者数は減少していますが、18歳～64歳の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向がみられます。

図表9. 障がい者手帳所持者数及び自立支援医療受給者数の推移

		H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)
身体障害者手帳		476	444	437
年齢別	18歳未満	6	5	5
	18歳～64歳	83	78	68
	65歳以上	387	361	364
障がい部位別	視覚	40	37	36
	聴覚・平衡機能	61	59	58
	音声・言語・そしゃく	6	6	5
	肢体不自由	259	239	229
	内部障がい	110	103	109
等級別	1級	143	136	146
	2級	84	78	70
	3級	73	69	64
	4級	113	107	105
	5級	17	12	11
	6級	46	42	41
療育手帳		88	83	84
年齢別	18歳未満	13	8	7
	18歳～64歳	61	62	64
	65歳以上	14	13	13
等級別	A1	16	14	14
	A2	21	19	19
	B1	27	28	28
	B2	24	22	23
精神障害者保健福祉手帳		54	57	59
年齢別	18歳未満	2	0	0
	18歳～64歳	33	44	45
	65歳以上	19	13	14
等級別	1級	5	8	7
	2級	34	35	40
	3級	15	14	12
自立支援医療受給者数		79	81	78

(4) 生活保護の状況

本町の生活保護被保護世帯数、実人員ともに減少してきており、令和元年（年平均）で69世帯、92人となっています。人口千人あたり被保護実人員（保護率）は、15人前後で推移しています。

図表10. 被保護実世帯数・実人員及び保護率の推移

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
被保護実世帯数	85	85	78	77	69
被保護実人員	109	106	99	100	92
保護率（人口千対）	15.4	15.3	14.7	15.3	14.4

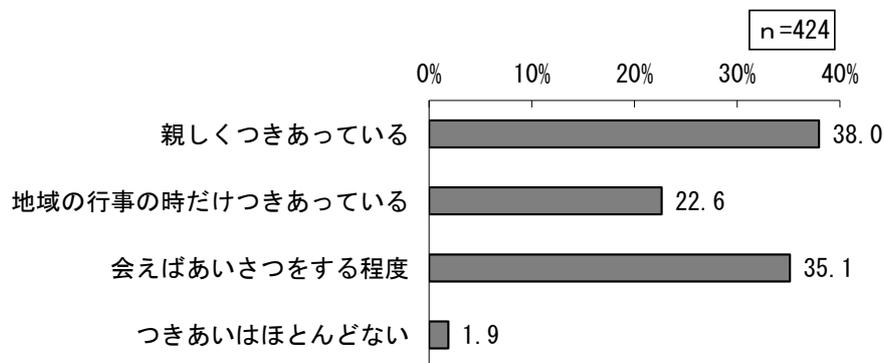
3 地域福祉に関する住民意識

(1) 近所づきあいについて

近所づきあいの程度について、「親しくつきあっている」が38.0%で最も高く、次いで「会えばあいさつをする程度」(35.1%)、「地域の行事の時だけつきあっている」(22.6%)と続いています。

年齢別にみると、60歳代以上では「親しくつきあっている」の割合が最も高くなっていますが、10・20歳代、30歳代、50歳代では「会えばあいさつをする程度」が、40歳代では「地域の行事の時だけつきあっている」の割合が最も高くなっています。

図表11. 近所づきあいの程度



■属性別クロス集計

単位：人、%

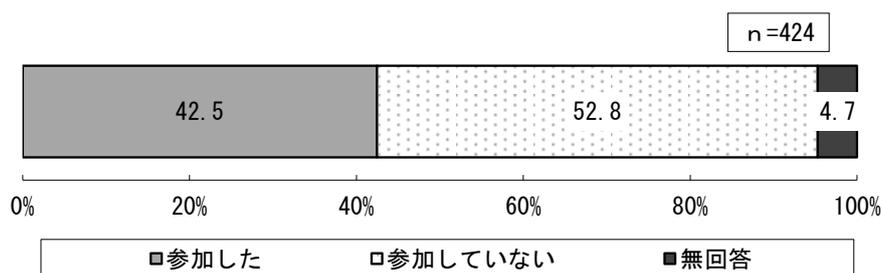
		(n)	親しくつきあっている	地域の行事の時だけつきあっている	会えばあいさつをする程度	つきあいはほとんどない	無回答
全体		424	38.0	22.6	35.1	1.9	2.4
性別	男性	160	36.9	25.0	35.0	1.3	1.9
	女性	257	39.3	21.0	35.0	2.3	2.3
年齢	10・20歳代	28	17.9	17.9	53.6	10.7	0.0
	30歳代	23	13.0	13.0	73.9	0.0	0.0
	40歳代	32	28.1	43.8	18.8	6.3	3.1
	50歳代	41	22.0	22.0	46.3	4.9	4.9
	60歳代	79	36.7	30.4	30.4	0.0	2.5
	70歳以上	215	48.8	17.7	31.2	0.5	1.9
家族構成	ひとり暮らし	68	36.8	13.2	42.6	1.5	5.9
	夫婦のみ世帯	179	40.8	22.9	33.5	1.7	1.1
	二世帯世帯	116	31.9	29.3	34.5	2.6	1.7
	三世帯世帯	20	45.0	20.0	30.0	5.0	0.0
	その他	30	43.3	16.7	40.0	0.0	0.0

(2) ボランティア活動について

この1年間のボランティア活動への参加について、「参加した」が42.5%、「参加していない」が52.8%となっています。

年齢別にみると、10・20歳代、30歳代で「参加していない」の割合が高くなっています。就労状況別にみると、漁業、自営業で「参加した」の割合が高く、パートタイマー、会社員で「参加していない」の割合が高くなっています。

図表12. この1年間でのボランティア活動への参加状況



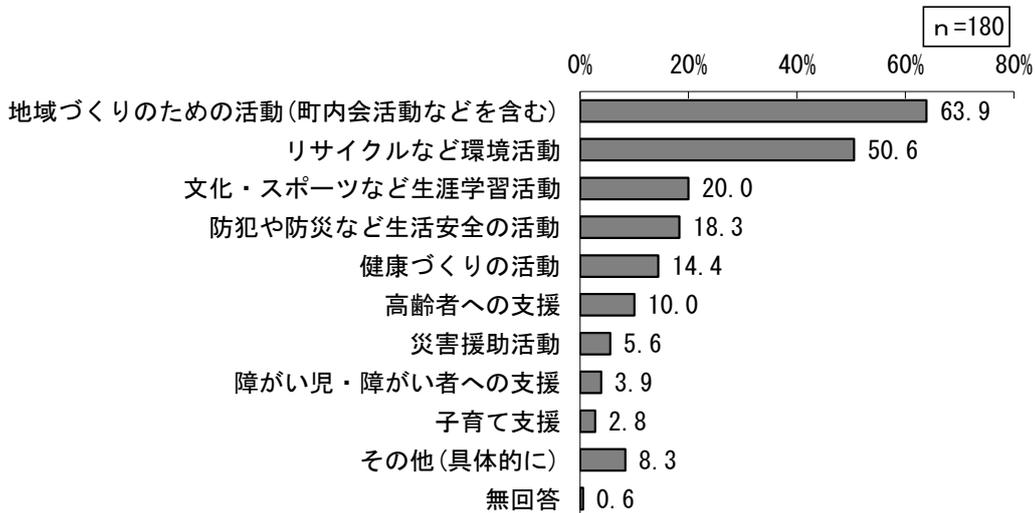
■属性別クロス集計

単位: 人、%

		(n)	参加した	参加していない	無回答
全体		424	42.5	52.8	4.7
性別	男性	160	43.8	49.4	6.9
	女性	257	42.0	55.3	2.7
年齢	10・20歳代	28	14.3	85.7	0.0
	30歳代	23	26.1	73.9	0.0
	40歳代	32	50.0	46.9	3.1
	50歳代	41	34.1	56.1	9.8
	60歳代	79	53.2	43.0	3.8
	70歳以上	215	44.7	50.7	4.7
就労状況	漁業	22	59.1	31.8	9.1
	農林業	17	47.1	52.9	0.0
	会社員	47	31.9	66.0	2.1
	自営業	37	56.8	35.1	8.1
	公務員	20	50.0	50.0	0.0
	パートタイマー	37	27.0	67.6	5.4
	学生	10	0.0	100.0	0.0
	専業主婦(夫)	64	45.3	50.0	4.7
	無職	142	42.3	53.5	4.2
その他	20	50.0	50.0	0.0	

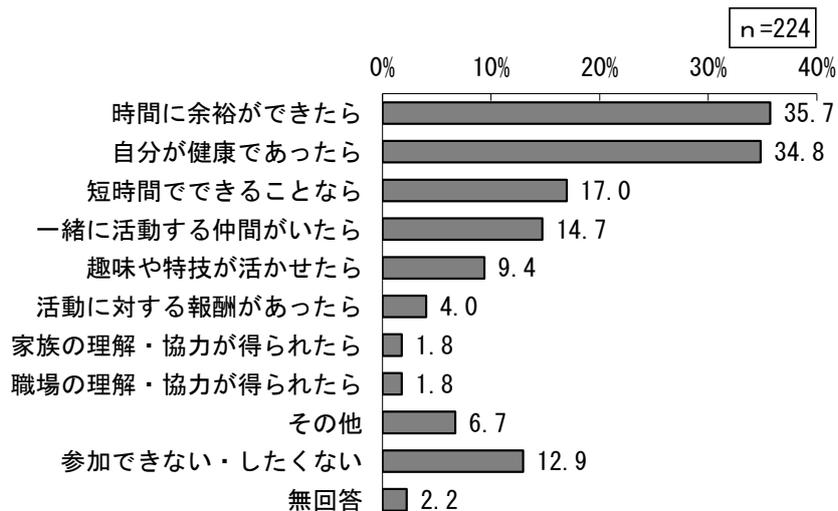
ボランティア活動に参加した人に、参加した活動の分野をうかがったところ、「地域づくりのための活動(町内会活動などを含む)」が63.9%で最も高く、次いで「リサイクルなど環境活動」(50.6%)、「文化・スポーツなど生涯学習活動」(20.0%)と続いています。

図表13. 参加したボランティア活動の分野



ボランティア活動に参加していないと回答した人に、参加できる(したい)条件・状況についてうかがったところ、「時間に余裕ができれば」が35.7%で最も高く、次いで「自分が健康であったら」(34.8%)、「短時間でできることなら」(17.0%)と続いています。

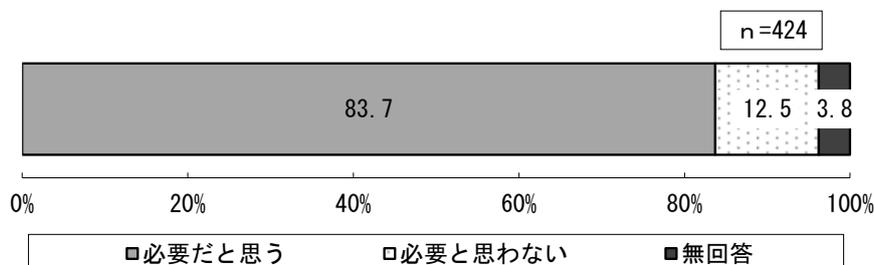
図表14. ボランティア活動に参加していない理由



(3) 地域での支え合いについて

住民同士の自主的な助け合い、支え合いの必要性について、「必要だと思う」が83.7%、「必要と思わない」が12.5%となっています。

図表15. 地域での支え合いに対する考え方



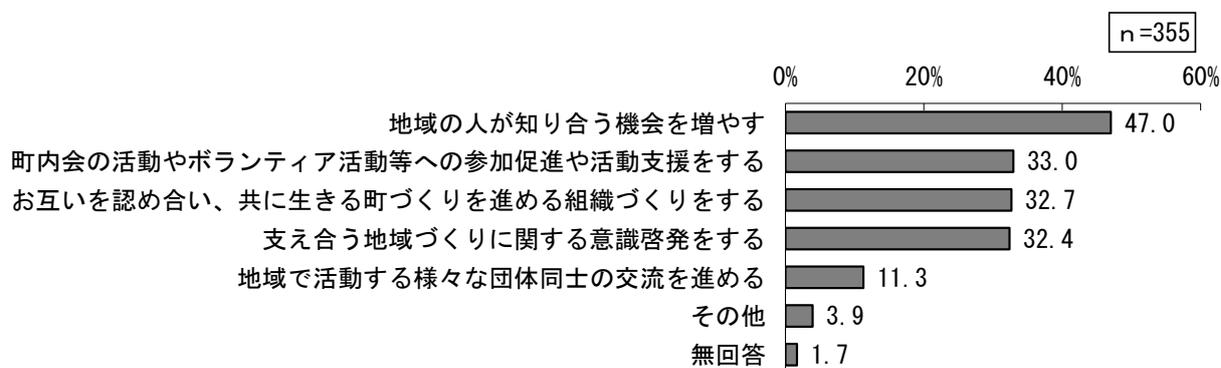
■属性別クロス集計

単位：人、%

		(n)	必要だと思う	必要と思わない	無回答
全体		424	83.7	12.5	3.8
性別	男性	160	83.1	13.1	3.8
	女性	257	84.4	12.1	3.5
年齢	10・20歳代	28	82.1	17.9	0.0
	30歳代	23	73.9	26.1	0.0
	40歳代	32	84.4	12.5	3.1
	50歳代	41	82.9	14.6	2.4
	60歳代	79	89.9	5.1	5.1
	70歳以上	215	83.3	12.6	4.2

地域での助け合いや支え合い活動を活発にするために必要なことについて、「地域の人が知り合う機会を増やす」が47.0%で最も高く、次いで「町内会の活動やボランティア活動等への参加促進や活動支援をする」(33.0%)、「お互いを認め合い、共に生きる町づくりを進める組織づくりをする」(32.7%)と続いています。

図表16. 地域での助け合い・支え合い活動を活発にするために必要なこと



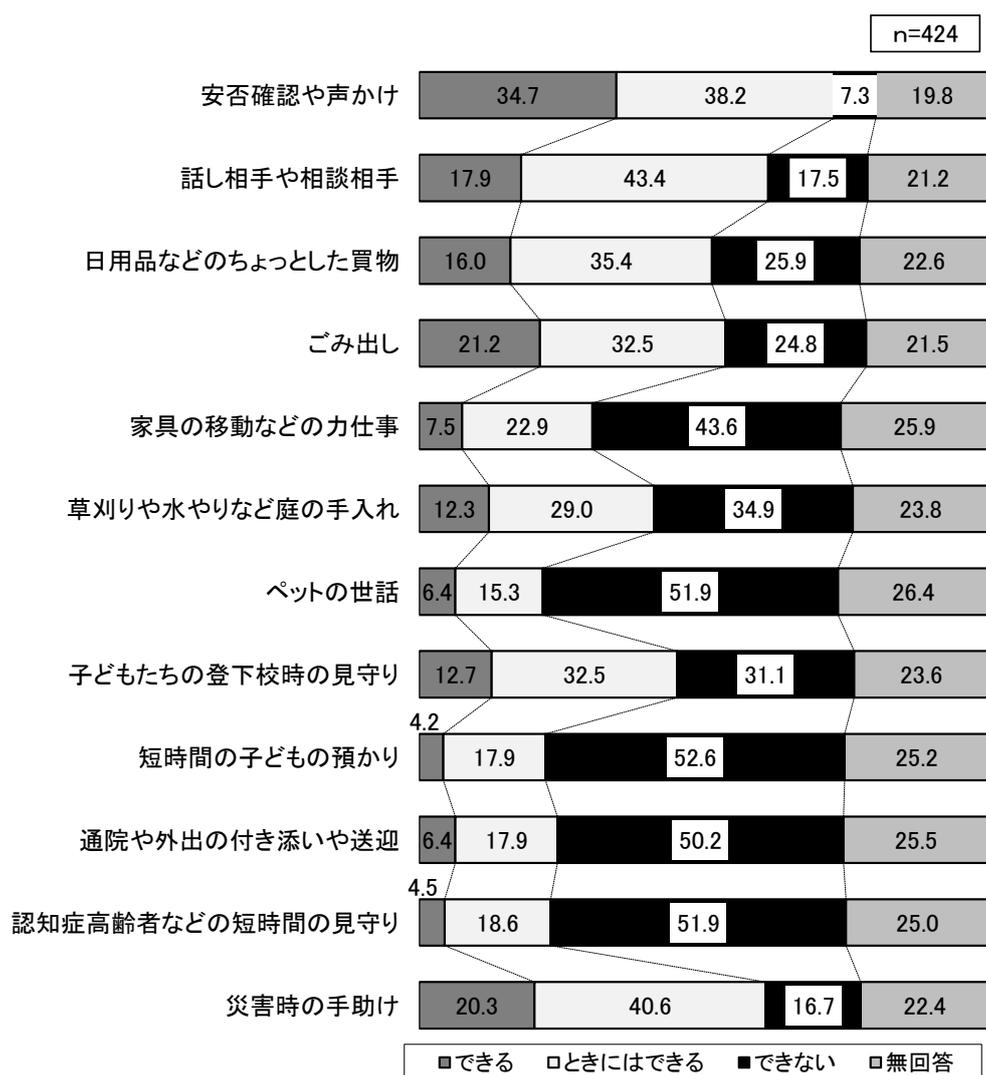
(4) 手助けできること・してほしいこと

① 手助けできること

近所や地域の家庭への手助けについて、「できる」の割合が高い項目は『安否確認や声かけ』(34.7%)、『ごみ出し』(21.2%)、『災害時の手助け』(20.3%)となっています。

一方、「できない」の割合が高い項目は『短時間の子どもの預かり』(52.6%)、『ペットの世話』、『認知高齢者などの短時間の見守り』(ともに51.9%)となっています。

図表17. 近所や地域の家庭に対して手助けできること

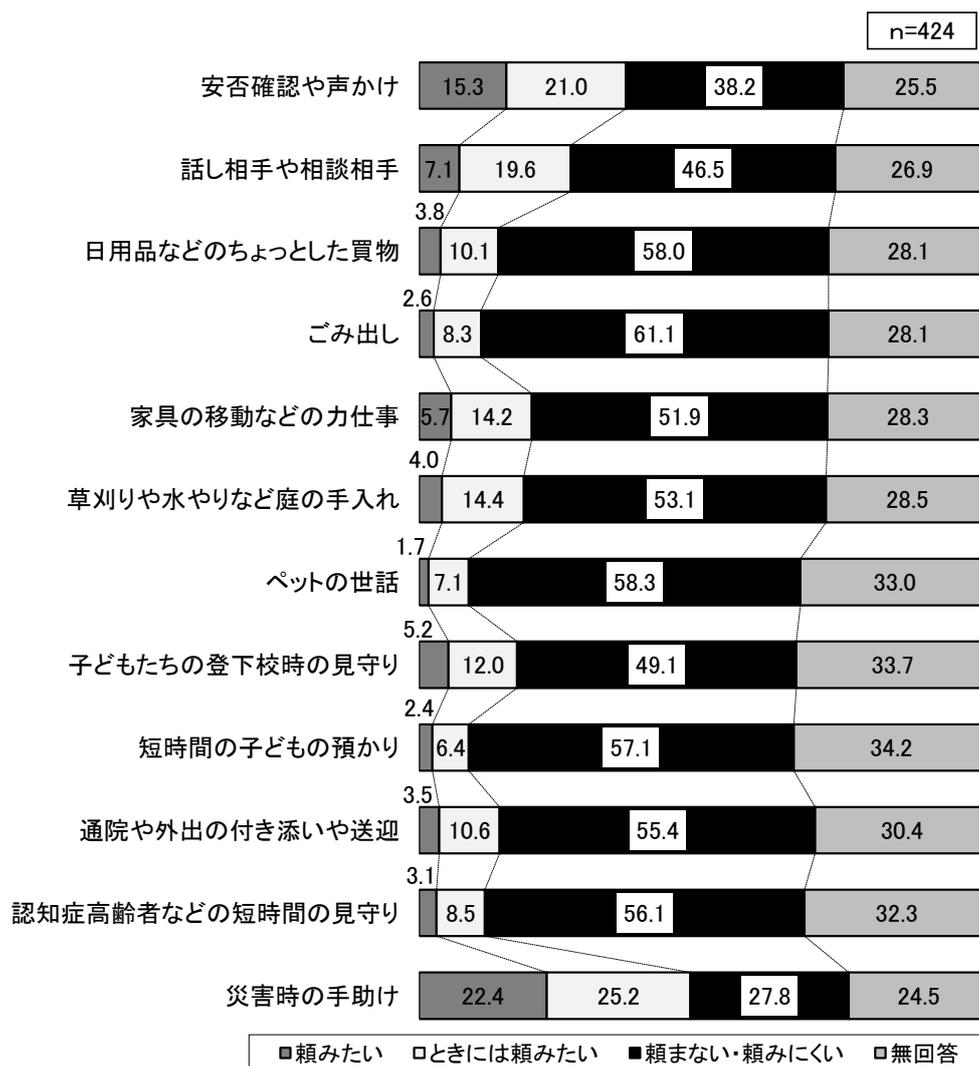


② 手助けを頼みたいこと

近所や地域の人に手助けを頼みたいことについて、「頼みたい」の回答が高い項目は『災害時の手助け』（22.4%）、『安否確認や声かけ』（15.3%）、『話し相手や相談相手』（7.1%）となっています。

一方、「頼まない・頼みにくい」の割合が高い項目は『ごみ出し』（61.1%）、『ペットの世話』（58.3%）、『日用品などのちょっとした買い物』（58.0%）となっています。

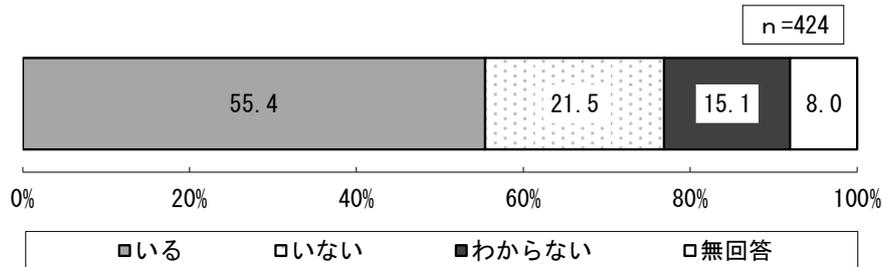
図表18. 近所や地域の人に手助けを頼みたいこと



(5) 災害時について

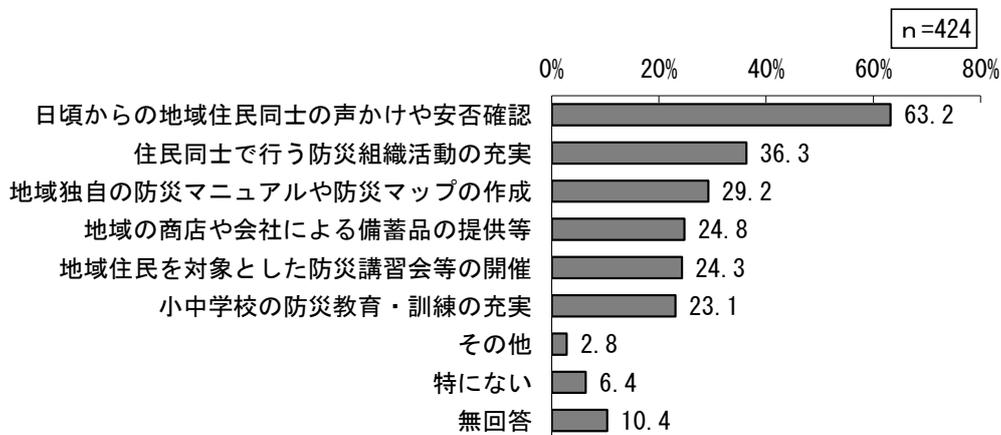
近所に災害発生時避難の手助けが必要な人がいるかどうかについて、「いる」が55.4%、「いない」が21.5%、「わからない」が15.1%となっています。

図表19. 近所に災害発生時に避難の手助けが必要な人がいるか



災害時に備えて地域で取り組むと良いと思うことについて、「日頃からの地域住民同士の声かけや安否確認」が63.2%で最も高く、次いで「住民同士で行う防災組織活動の充実」(36.3%)、「地域独自の防災マニュアルや防災マップの作成」(29.2%)と続いています。

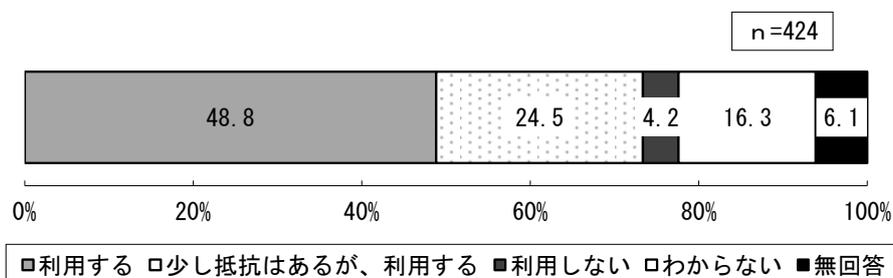
図表20. 災害時に備えて地域で取り組むとよいと思うこと



(6) 福祉サービスについて

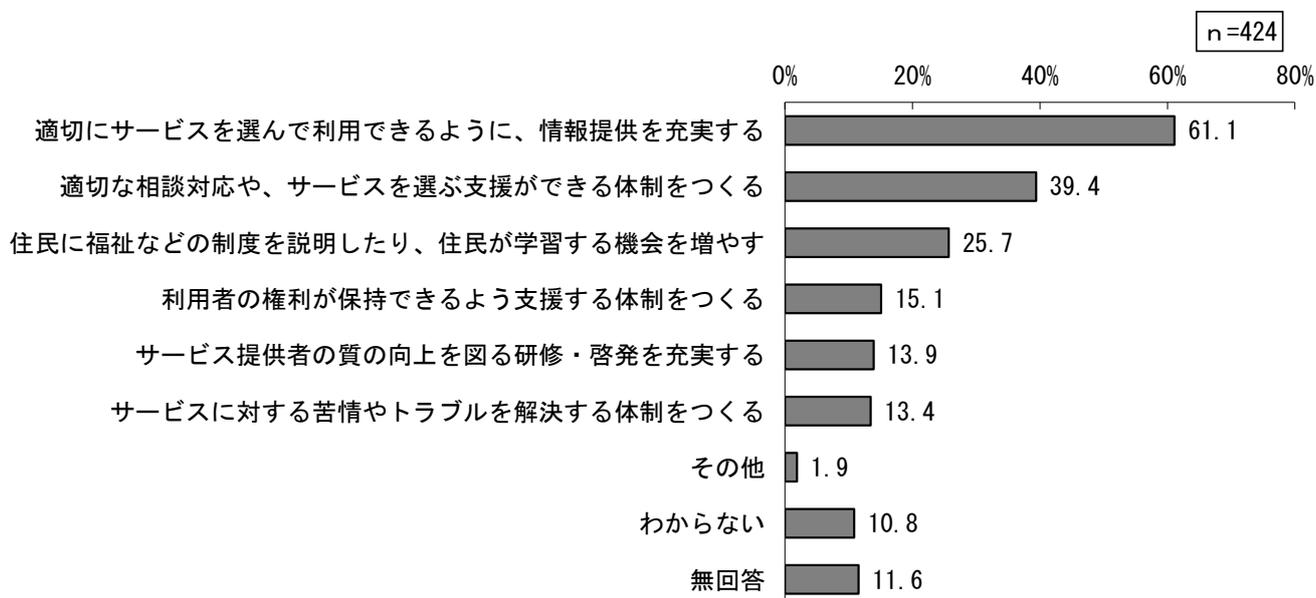
福祉サービスが必要になった場合の利用について、「利用する」が48.8%、「少し抵抗はあるが、利用する」が24.5%、「利用しない」が4.2%、「わからない」が16.3%となっています。

図表21. 福祉サービスが必要になった場合の利用意向



必要な福祉サービスを安心して利用するために充実すべきことについて、「適切にサービスを選んで利用できるように、情報提供を充実する」が61.1%で最も高く、次いで「適切な相談対応や、サービスを選ぶ支援ができる体制をつくる」(39.4%)、「住民に福祉などの制度を説明したり、住民が学習する機会を増やす」(25.7%)と続いています。

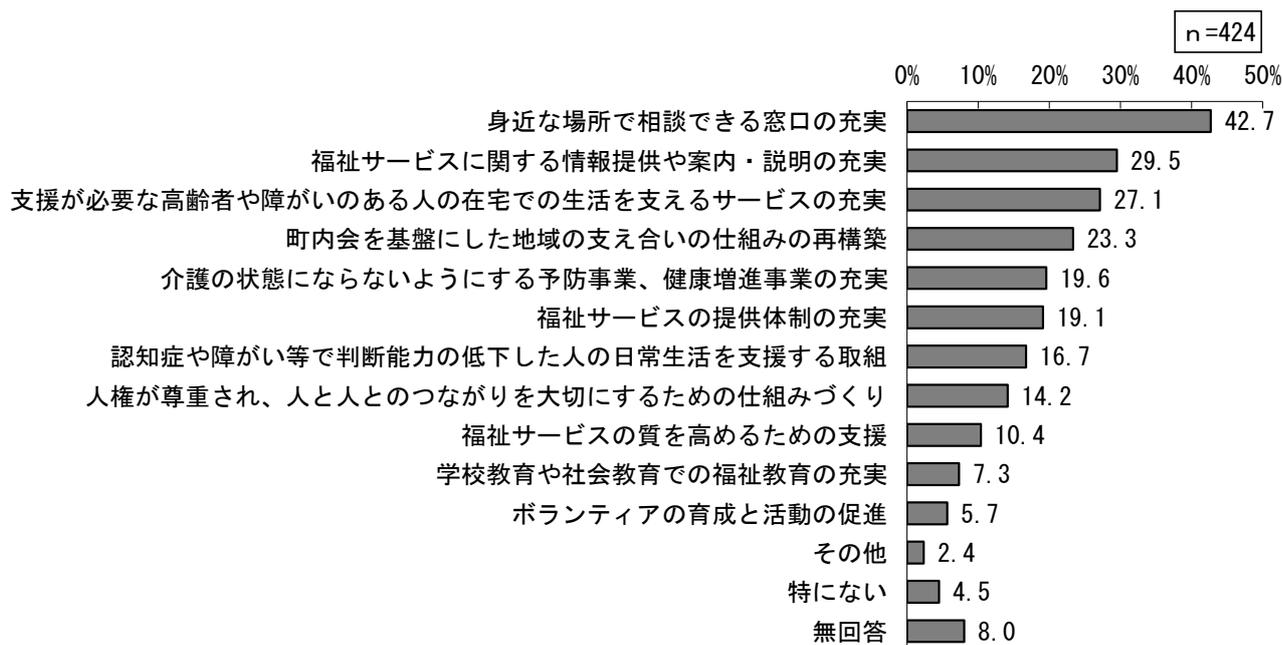
図表22. 福祉サービスを安心して利用するために充実すべきこと



(7) これからの取組について

町が優先して取り組むべきことについて、「身近な場所で相談できる窓口の充実」が42.7%で最も高く、次いで「福祉サービスに関する情報提供や案内・説明の充実」(29.5%)、「支援が必要な高齢者や障がいのある人の在宅での生活を支えるサービスの充実」(27.1%)と続いています。

図表23. 町が優先して取り組むべきこと



4 関係団体等からの意見概要

(1) 町の福祉環境の変化について

○家族構成・家庭環境

- ・核家族が多くなった。家族が少なく、ひとり暮らしや母子家庭が多くみられる。
- ・老々介護、もしくは介護する人がいない。いても事情を知らない場合が多い。

○地域での支え合い

- ・想定より早いスピードで人口減、高齢化が進んでいく中で、地域ぐるみの福祉活動の動きもだいぶできているように思う。
- ・地域での支援体制や近所の助け合い、共生する配慮が少なくなっている。
- ・ひとり暮らし、高齢者世帯が増加する一方で、人口減少により担い手が減り、地域の見守りや助け合いもできにくい状況である。

○地域課題の把握

- ・昼間人口の減少で、困りごとや課題が見えにくくなっている面もある。
- ・ご近所のつきあいも減り、様々な課題を抱えている人がいてもわからないことがある。

(2) 抱えている困りごとや不安について

○日常生活での困りごとや不安

- ・急速な高齢化で高齢者のみの世帯が増加する中で、介護、買い物、通院が大きな課題となっている。
- ・軽度の要介護者の受け皿となる施設がない
- ・買い物をするにも店が一軒しかない。また、世帯によっては配食ができない。
- ・高齢の両親の介護が負担になっている。
- ・後期高齢者になると、健診に行くのが面倒になってくる。
- ・通院ができない
- ・仕事、働く場所が少なく、賃金が安い。

○緊急時、災害時の対応

- ・独居老人が増え、子どもはいても県外で働いている。県内でも町外に家族が住んでいる。
- ・救急時に呼ぶ人がいない。
- ・災害対応が大きな課題となっている。
- ・東南海地震への不安が大きい。避難所が少ない。

(3) 成年後見制度の利用促進について

○制度の周知・理解促進

- ・成年後見人制度の普及活動が必要。広報でわかりやすく説明すべき。
- ・成年後見制度の講習会を一度、徳島市で受けたことがあるが、本町でも受講できる機会を多く持てるような取組が必要ではないか。
- ・成年後見制度は大変難しい問題で、法務局の人に聞いて私たちも勉強している。本人を説得することが重要。弁護士さんに講演していただくのも良いと思う。
- ・成年後見人をもっと簡単に利用できるような方法を考えてほしい。

○後見人の確保・養成

- ・後見人の方々のスキルアップが必要。
- ・後見人についての事件もあり、不信感を抱く家族もある。
- ・個人ではなく、社協の事業としてあれば良いのでは。

(4) 地域での支え合いや支援体制について

○地域での支え合い

- ・気軽に居られる居場所をつくってもらいたい。
- ・高齢化が進み、自分のことで精一杯という方が多いように思われる。
- ・現状では町の活性化というのは望まれないと思う。もっと町行政を中心に、若者が町に居られるような真剣な取組が必要。

○支援体制

- ・総合的窓口としての体制、計画、実行の場、居場所づくりを進めてほしい。高齢者施設も協力する。
- ・どこに相談していいか、わからない人も多く、周知が必要。
- ・医療との連携。持続可能な体制づくりが必要。
- ・世帯ではなく困っている実態に合わせて、配食や移送サービスを充実させてほしい。

(5) 活動・事業の活性化に向けて

○活動・事業における課題

- ・会員が高齢化してきており、新たな若い会員や後継者がいなくなっている。
- ・活動がマンネリ化の傾向が見受けられる。
- ・自分のことに精一杯で、地域の事、みんなの事など、助け合う、協力する余裕がないように思われる。
- ・会では、参加された方のアンケートの声を活かしながら活動を企画しているが、親子の参加者が少なく残念。
- ・活動内容は、県内でも他町にひけをとらないレベルであるが、せっかく存続してきたのに、活動を担う次の世代が育ってきていないのが残念。
- ・各種専門職の人材確保が困難なため、すべてのニーズに応えられない。
- ・医師不足。

○今後、力を入れていきたい取組

- ・団体間での情報共有と連携強化を図り、地域、住民のため尽力を注ぎたい。
- ・町、地域、学校、できるだけ多くの団体が力を合わせて協力していきたい。
- ・町の催しの際の託児に協力したい。
- ・地元の子ども園にも出張して交流したい。
- ・利用者の満足度調査、職員のOJT研修、事業者間の情報交換、交流を行う中で、積極的に地域福祉活動に参画していきたい。

○町に望む支援

- ・地域活動推進のため、横断的な連携組織の窓口を設けて連携・調整してほしい。
- ・町の活性化のために、積極的に事業主を誘致してほしい。若者がいない町になる。
- ・広報誌に施設の紹介や求人情報を載せてほしい。
- ・介護の担い手の育成。
- ・広報等を活用し、町内レベルでもっと活動内容をPRする必要がある。
- ・活動は協会の会員の会費と町の補助金で賄っているが、イベント時など十分とはいえない。
- ・何事にも情報を正確に誠意ある対応をしてほしい。

(6) 地域福祉の推進に向けて

- これからは人口も少なくなり、高齢化とともにひとり暮らしの家庭が多くなるので、地域町民が助け合って仲良く暮らせるようにしていきたい。私たちの団体も協力させていただく。
- 人口減少が著しい中で、町としてもこの厳しい現実を直視した住民福祉活動を積極的に検討してほしい。町も厳しい財政状況の中で、すべてに対応することは到底できないと思うので、町民の活動に期待することを素直に示してほしい。元気なお年寄りが多くなっていく中で、これらお年寄りに期待すること、サポート体制を重点におくべきであると考えている。
- 同居世帯に対し、配食や移送サービス、家事援助、生活支援ハウスへの入居など制限が多いが、同居世帯は非常に減っており、サービス提供することで、生活が継続できるのであれば、応援すべきではないかと思う。
- 医療と介護についてはなくてはならないものである。町がリーダーシップをとり、どちらも持続できるよう配慮願いたい。
- 計画が形骸化しないよう、立派な計画より、小さな実践を希望する。
- 由岐漁港を囲む集落は9割以上が南海トラフ地震による津波で浸水する。避難所の建設をお願いしたい。

5 地域福祉にかかる課題の整理

(1) 包括的な相談支援体制の充実

人口構造や社会環境の変化、近隣関係の希薄化等を背景に、抱えている困難や課題が複合化、複雑化する中、国は、包括的な支援体制の整備を促進しています。一方、そうした困難や課題が見えにくくなってきているとの指摘は、関係団体等からの意見でも聞かれました。また、アンケート調査では、町が福祉施策として優先的に取り組むべきこととして、「身近な場所で相談できる窓口の充実」の割合が最も高くなっています。

相談窓口・機関等の周知やアウトリーチを含めた気軽に相談しやすい体制・環境づくりを通じて、一人ひとりが抱えている困難や課題の実態把握に努めるとともに、多職種が連携し、包括的な支援につなげるための体制強化を図っていくことが必要です。

(2) 成年後見制度の利用促進

超高齢社会を迎え、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うための重要な手段であるにも関わらず十分利用されていない状況を鑑み、成年後見制度の利用を促進することを目的として、平成 28 年 5 月に成年後見制度利用促進法が施行されました。

関係団体等からは、成年後見制度の利用を促進するためには、成年後見制度についての周知や理解を深めるための機会の充実を図ること、信頼できる後見人の養成、確保を図ることなどの意見が聞かれました。

保健・医療・福祉に加え、司法も含めた連携のもと、権利擁護に支援が必要な人を把握し、早期の段階から相談支援を行うとともに、必要に応じた支援・制度の利用促進につなげていくことができる体制の構築を図っていく必要があります。

(3) ボランティア活動の活性化

5 年後には町民の半数以上が 65 歳以上の高齢者になると予想されている本町において、地域福祉の推進にあたっては、その担い手の確保が大きな課題であり、元気な高齢者が「支え手」となっていくことが不可欠です。

ボランティア活動への参加状況について、「地域づくりのための活動(町内会活動などを含む)」の割合が最も高く、次いで「リサイクルなど環境活動」、「文化・スポーツなど生涯学習活動」と続いており、高齢者支援や障がい児・障がい者支援、子育て支援等の福祉関連分野への参加割合は低くなっています。

また、ボランティア活動に参加するための条件・状況について、「時間に余裕ができれば」、「自分が健康であったら」の割合が高くなっていますが、次いで「短時間でできることなら」、「一緒に活動する仲間がいたら」、「趣味や特技が活かしたら」が続いており、一定割合の方が回答しています。

こうした意向を参考に、例えば、町内会活動やリサイクル活動、生涯学習活動等の中で地域での支え合いにつながる内容を取り入れたり、団体同士が連携して取り組むなどの創意工夫により、活動の幅が広がったり、参加する方が増えたりすることが期待されます。

(4) 地域住民同士の交流機会の充実

近所の人とのつきあいの程度について、「親しくつきあっている」人は全体の4割程度で、30歳代未満では2割以下にとどまっており、特に若い世代で近隣関係が希薄化している状況がうかがえます。

一方で、世代を問わず7~8割の人が、地域の課題に対して、住民同士の自主的な助け合い、支え合いの関係が「必要だと思う」と回答しており、地域での支え合いの重要性は認識されています。

地域での助け合いや支え合いを活発にするために必要なこととして、「地域の人を知り合う機会を増やす」の割合が最も高くなっています。普段から「顔のみえるつながり」を創出し、いざというときに支え合うことのできる地域づくりを進めていくことが重要です。

(5) 日常生活支援・支え合い活動のしくみづくり

アンケート調査の結果では、5年前と比べて変わったと感じることについて、「買い物のしやすさ」や「移動のしやすさ」が「悪くなった」との回答割合が高くなっています。買い物や移動は日常生活に不可欠なものであり、外出や社会参加にもつながることから、買い物の場の充実や移動手段の確保に取り組んでいくことが必要です。

近所の人困っているときに手助けできる項目として「安否確認や声がけ」、「ごみ出し」、「災害時の手助け」、「話し相手や相談相手」等の割合が高くなっています。一方、手助けを頼みたい項目として「災害時の手助け」、「安否確認や声がけ」、「話し相手や相談相手」等の割合が高くなっており、手助けできる項目と一致しています。

また、有償ボランティアとして活動してみたいことでは「日用品などのちょっとした買い物」や「通院や外出の付き添いや送迎」等の割合が高く、有償ボランティアに依頼してみたいことでは「日用品などのちょっとした買い物」や「ごみ出し」等の割合が高くなっています。

このように、地域の困りごとや課題と手助けできること、有償ボランティアとして提供できることの内容が合致している状況がみられることから、これらを結びつけるためにも、提供で

きるしくみづくりや環境整備を検討していく必要があります。

(6) 災害時等の安全・安心を確保する体制の強化

東日本大震災をはじめ、度重なる自然災害の経験から、災害時に地域住民の生命を守ることに
おけるコミュニティの重要性が再認識されており、南海トラフ巨大地震等への備えとして、
地域福祉の視点からも安全・安心の確保に向けた対策の強化が求められています。

アンケート結果をみると、近所に災害発生時の避難に手助けが必要な人が「いる」と回答し
た人は5割以上となっています。また、手助けできることとして「災害時の手助け」を挙げる
人が多くなっているほか、災害に備えて地域で取り組むと良いこととして「日頃からの地域住
民同士の声かけや安否確認」の回答割合が最も高くなっています。

一方、町では、避難行動要支援者の避難方策について、自主防災会と連携して「個別計画」
を策定するとしていますが、対象者や運用に向けた課題も多く、進んでいない状況です。

こうした状況を踏まえ、災害時の避難行動における協力体制の構築をより一層進めていくと
ともに、支援関係者の役割分担の明確化や自身及び家族等の安全確保、研修の実施など、平時
からの十分な準備が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の上位計画にあたる「第2次美波町総合計画」の基本構想では、『海・山・川の恵みを活かし、知恵と心でつくるまち ～住んでよかったと実感できるまちを目指して～』をまちづくりの将来像として設定し、その実現に向けた基本理念の一つに、『安全・安心な活力あるまちづくり』を掲げています。

また、少子高齢化・人口減少が急速に進む中、地域共生社会を実現していくために、本町では、高い高齢化率を地域で活躍できる人材が多い強みとして捉え、元気高齢者をはじめとした地域人材が支え手として活躍し、地域ぐるみで支え合い、一人ひとりに寄り添った包括的な支援を推進していくことが重要です。

また、成年後見制度では、その理念として、誰もが基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障され、意思決定の支援が適切に行われるとともに、自発的意思が尊重され、財産管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきとしています。

こうした状況の中、本町において地域福祉を推進するにあたっては、基本理念を以下のとおり定めます。

本計画の基本理念

誰もが地域の支え合いの中で

自分らしく安心して暮らせるまち

2 基本目標

地域福祉に関する住民ニーズや課題を踏まえ、基本理念の実現に向けた本計画の基本目標を第2次計画に引き続き以下の4つの基本目標を定めます。

目標1	安心して福祉サービスが利用できる環境づくり
------------	------------------------------

一人ひとりが状況に応じた必要な支援を受け、適切なサービスを利用することができるよう、包括的な相談支援体制の強化を図るとともに、福祉サービスの質の向上と情報提供の充実を図ります。また、すべての人の尊厳と権利を守るため、成年後見制度の利用を促進します。

目標2	地域福祉の担い手づくり
------------	--------------------

地域福祉の担い手を確保し、地域福祉活動の活性化を図るため、町民の福祉に対する意識醸成を図りつつ、福祉サービス従事者やボランティア等の養成・確保に努めるとともに、地域で活動する団体等の活動を支援し、その活性化を図ります。

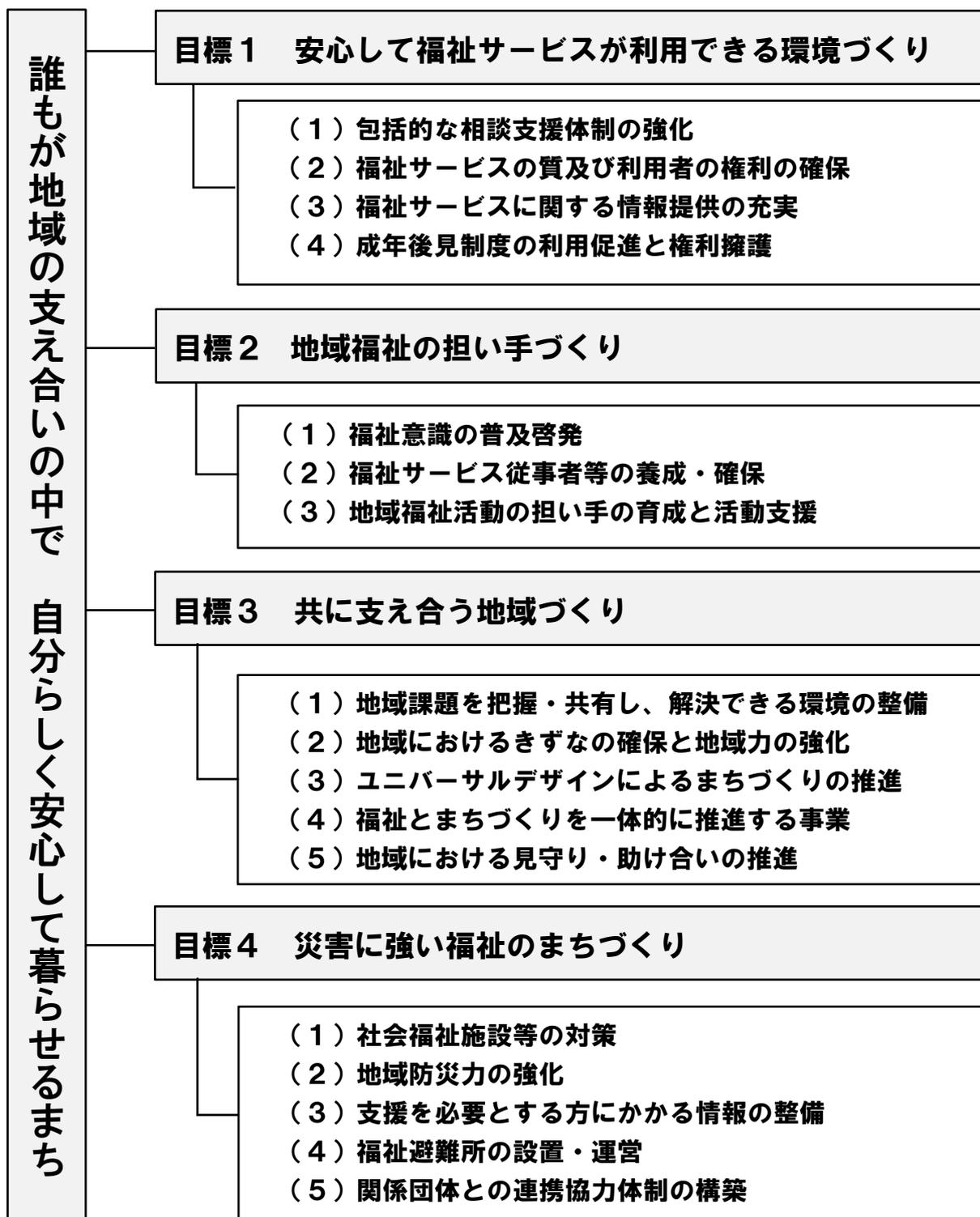
目標3	共に支え合う地域づくり
------------	--------------------

地域における多様な活動や交流を通じて、地域が抱える福祉課題や一人ひとりの困りごと等を把握・共有し、地域住民が主体となって解決し、支え合う体制・しくみの構築を図ります。また、誰もが安心して外出し、積極的に社会参加できる環境づくりを推進します。

目標4	災害に強い福祉のまちづくり
------------	----------------------

南海トラフ巨大地震をはじめ、地震や津波、台風等の自然災害から生命を守るため、避難行動に支援が必要な人が安全に避難でき、安心して避難生活を送ることができる体制の確保に努めます。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

【方向性】の説明

新規…計画期間に新たに取り組む、あるいは取組を検討するもの

追加…これまで取組があったものの、計画に位置付けられていなかったため、追加で記載したもの

拡大…取組内容や事業対象等を拡大して取り組むもの

見直し…取組内容や事業対象等を見直して取り組むもの

継続…引き続き、取り組んでいくもの

1 安心して福祉サービスが利用できる環境づくり

(1) 包括的な相談支援体制の強化

制度の狭間にある課題や複合的な課題を解決するため、制度やサービスの種別、実施主体の枠を超えて、適切な福祉サービスを一体的に提供できるよう、包括的な相談支援体制の整備・充実を図ります。

取組	方向性	具体的な取組内容
①地域包括ケアシステムの充実	継続	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしつづけることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進に加え、地域ケア会議の実施、さらなる医療と介護の連携、地域包括支援センターの体制強化などに努め、地域包括ケアの充実に努めます。
②専門的な相談支援の充実	追加	地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て支援センター、自立相談支援機関等において、専門的な立場からの相談に加え、複合化、複雑化する課題に対応できる専門職等の研修の実施及び受講促進を図り、スキルアップに努めます。
③包括的相談支援体制の整備	追加	地域共生社会の実現に向け、専門職による多職種連携、多機関の協働による包括的相談支援体制の整備を推進します。
④生活困窮者支援の推進	継続	生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前に自立に向けた支援を行うことを目的とした生活困窮者支援法に基づき、自立相談支援事業を実施し、生活困窮者の自立支援を推進します。
⑤社会的孤立・制度の狭間による困窮者等への支援	新規	保健・医療・福祉・教育など様々な分野の関係機関及び県が設置する「ひきこもり地域支援センター」等と連携し、当事者・家族からの相談や当事者グループ活動の支援を行います。

(2) 福祉サービスの質及び利用者の権利の確保

利用者が自分に最適なサービスを選択し、安心して利用することができるよう、福祉サービスの質の向上を促進するとともに、関係機関と連携し、福祉サービスに対する第三者評価の実施や事業所の情報開示促進、苦情解決体制の整備に努めます。

取組	方向性	具体的な取組内容
①福祉人材の資質向上	継続	福祉サービスに従事する者の職種や経験の程度に応じた研修等を実施していきます。
②福祉サービス評価の推進	継続	サービスの質の確保・向上と、利用者へのサービス情報の周知を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、事業所の第三者評価の実施を促進します。
③事業者等の情報開示の促進	継続	利用者が自分にとって最適なサービスを選択するために必要な事業者の特性やサービス等に関する情報について、積極的に情報公開を行うよう、各事業所に促し、福祉サービスの利用環境の向上に努めます。
④苦情解決体制の整備	継続	福祉サービスの利用者からの苦情について、苦情の申出をしやすい環境を醸成するとともに、苦情解決が円満に図られるよう、関係団体への支援を引き続き行い、利用者の満足度の向上と権利擁護に努めます。

(3) 福祉サービスに関する情報提供の充実

福祉サービスに関する情報について、様々な媒体や手法等に工夫し、住民一人ひとりに必要な情報が届くよう情報提供の充実に努めます。

取組	方向性	具体的な取組内容
①多様な媒体を活用した情報提供の充実	追加	広報やホームページ、SNS等の積極的な活用を図るとともに、保育所や学校、サービス提供事業所等と連携・協力しながら、関係者への効果的な情報提供に努めます。
②身近な相談窓口での周知	追加	気軽に相談できる相談窓口づくりに努めつつ、抱えている困りごとに寄り添いながら、福祉サービスに関する情報提供を行います。
③特性・課題等に応じた周知方法の工夫	追加	障がい特性や抱えている課題など、一人ひとりの状況に応じた情報提供の手段・方法に工夫し、必要な人に確実に情報が届くよう努めます。

(4) 成年後見制度の利用促進と権利擁護

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方に対し、成年後見制度等の利用促進を図ります。また、様々な機会を通じて虐待予防に取り組むとともに、関係機関等と連携し、早期発見・迅速な対応に努めます。

取組	方向性	具体的な取組内容
① 成年後見制度に関する相談及び手続き支援	新規	支援が必要な人を発見し、適切に支援につなげる地域連携のしくみを整備します。本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が連携し、地域で見守り、状況を確認する体制を構築できるように、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する「チーム」として関わる体制づくりを進めます。具体的には、地域ケア会議などのケース会議のメンバーを「チーム」と位置付け、権利擁護支援を行います。特に、成年後見制度の利用が必要にも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合、町長申立てにつなげ、同制度利用以外にも必要な支援があった場合、関係機関につなぐ等、早期対応支援を行います。
② 中核機関の整備	新規	既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用するとともに、今後、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成等を担う中核機関の設置を検討します。
③ 成年後見制度の周知	拡大	判断能力が十分なうちに成年後見制度を理解し、判断能力が低下した場合に適切に制度利用につながるよう、住民の方を対象とした権利擁護講演会の実施やパンフレットの配布等により、普及・啓発に努めます。また、判断能力が低下した方でも成年後見制度を理解できるよう、合理的配慮をしたパンフレットを作成し、理解の促進に努めます。
④ 成年後見制度の利用促進	拡大	受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・活動の促進（法人後見の担い手の育成）に取り組めます。日常生活自立支援事業 ^{※1} の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるよう取り組めます。

取組	方向性	具体的な取組内容
⑤後見人の支援	新規	<p>親族後見人や市民後見人等の相談に応じるとともに、専門的知見が必要な場合は、法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう努めます。</p> <p>必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援します。特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなかったりする場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行います。</p>
⑥虐待防止対策の強化	追加	<p>様々な機会を通じて、養護者や保護者の支援等を行うことで虐待予防に努めます。また、虐待防止法等の周知や関係機関との連携等により早期発見に努めるとともに、適切かつ迅速な対応がとれる体制の強化を図ります。</p>

※1 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス・書類等の預かりサービスを行い、地域において自立した生活が送れるよう支援する。福祉サービスの利用援助等を行うもの。(県社協委託事業)

2 地域福祉の担い手づくり

(1) 福祉意識の普及啓発

地域住民一人ひとりが福祉について理解や関心を持てるよう、幼少期からの福祉教育の推進や地域の協働による多様な活動を通じて、福祉意識の普及啓発に努めます。また、学校をはじめとする各種機関・団体を通しての福祉教育を推進していきます。

取組	方向性	具体的な取組内容
①各種講座・フォーラムの開催	継続	各種講座やフォーラムなどを開催し、地域住民に福祉について考える機会を提供し、福祉意識の普及・啓発に努めます。
②福祉教育の推進	継続	地域全体で福祉への理解を深めるため、小・中・高校・大学等と地域や各事業所等との協働による福祉活動を促進します。
③福祉活動への参加促進	継続	福祉教育を地域に根付かせるため、住民、社会福祉施設、社会福祉協議会などと協働し、誰もが福祉活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

(2) 福祉サービス従事者等の養成・確保

関係機関等と連携し、福祉の現場を支える福祉サービス従事者や手話通訳者や要約筆者、ガイドヘルパー等の養成・確保に努めます。

取組	方向性	具体的な取組内容
①福祉サービス従事者の養成・確保	継続	今後のサービス必要量を見据え、必要な人材が確保できるよう、関係各機関・団体との連携により、福祉人材の養成を推進します。
②手話通訳者等の養成・確保	継続	障がいのある人の円滑なコミュニケーションを支援する手話通訳者や要約筆者、外出や移動を支援するガイドヘルパー等の養成と確保に努めます。

(3) 地域福祉活動の担い手の育成と活動支援

地域福祉活動の担い手となるボランティアの育成に努めます。また、地域福祉活動の活性化を図るため、リーダーとなる人材の育成を行うとともに、地域活動を行う多様な主体の地域福祉活動への参加を促進します。

取組	方向性	具体的な取組内容
① ボランティアの育成	継続	地域住民のボランティア活動への参加を促進するため、地域の各団体と連携し、身近なところでのボランティア活動を体験できる機会の拡充に努めます。
② 地域福祉活動を推進するリーダーの育成	継続	介護予防サポーター、認知症サポーター等、身近な地域での相談・見守り・支援等の地域福祉活動を推進するリーダーとなる人材を育成します。
③ 多様な組織の地域福祉活動への参画促進	継続	従前からの地域福祉の担い手である社会福祉協議会やボランティア団体などに加え、施設を運営する民間事業者等についても、災害時における福祉避難所としての協力や、生活困窮者への自立支援事業等の実施を通じて、地域福祉活動への参加を促進します。

3 共に支え合う地域づくり

(1) 地域課題の把握・共有し、解決できる環境の整備

地域福祉活動への一般住民の参加を促し、地域福祉の多様な担い手を様々な方法で支援していきます。また、地域住民が主体となる地域福祉活動計画の策定を支援していきます。

取組	方向性	具体的な取組内容
①住民参加の促進	継続	地域の中で支援を必要とする人を見守り、場合によってはその人を福祉サービスにつなげられるように、小地域での相互扶助を促し、「見守り」「発見」「つなぎ」の機能を果たすネットワークづくりを支援します。
②民生委員・児童委員活動の充実	継続	民生委員・児童委員と関係団体・関係機関との連携を支援し、民生委員・児童委員による活動がより効果的なものになるよう支援します。また、民生委員・児童委員の研修等への参加を支援し、民生委員・児童委員の資質向上を支援します。
③主任児童委員活動の充実	継続	主任児童委員は、社会状況の変化などにより新たな知識や援助技術を習得することが求められており、各種研修への参加を支援します。
④社会福祉協議会への支援	継続	地域住民等の活動計画としての地域福祉活動計画が策定されるよう、社会福祉協議会を支援していきます。

(2) 地域におけるきずなの確保と地域力の強化

地域社会の中で、高齢者、障がいのある方、子育て世代などが孤立しないよう、様々な人と人のきずな・つながりを築く活動や地域での居場所づくりを促進します。また、これらのつながりを通して、地域社会としての生活が存続していけるよう地域力の強化を促進します。

取組	方向性	具体的な取組内容
①小地域福祉活動の推進	継続	班や組といった近隣の単位での見守り等の活動、自治会・町内会単位でのサロン活動、防犯・防災活動や支え合いマップの作成等、多様な小地域福祉活動の展開を推進します。
②認知症になっても安心して暮らせる地域づくり	新規	認知症の人と家族が地域住民や専門職等と相互に情報を共有し、悩みの相談にに応じてもらえる場である「認知症カフェ」の設置を民間団体等と連携しながら推進します。
③障がいのある人の地域社会における共生の実現	継続	障がいのある人が自立し、社会参加することができるよう、障がい特性に配慮した意思疎通支援事業の実施や障がいのある人の移動手段の確保に努め、障がいのある人が地域社会で共生できる環境づくりを促進します。
④子どもの居場所づくりの推進	新規	子ども食堂や学習支援の場など困難を抱える子どもたちへの支援や、子どもたちに限らず、地域住民を含めた交流につながる場としての「子どもの居場所づくり」を推進します。
⑤「徳島県版ユニバーサルカフェ」の設置推進	新規	障がいのある人や高齢者、子どもなど、地域のあらゆる人が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有し、さらには集まった方々がサービス提供の担い手にもなることで、多様な生活・福祉ニーズに幅広く対応する「徳島県版ユニバーサルカフェ」の設置を民間団体等と連携しながら推進します。

(3) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

障がいのある方、年齢、性別などに関わらず、地域住民の誰もが暮らしやすい生活環境整備に努め、またユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発を進めます。

取組	方向性	具体的な取組内容
①ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	継続	障がいの有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすいようまちや生活環境を整備し、すべての人が暮らしやすい社会を実現するために、施設の整備、製品の製造、役務の提供及び啓発活動などの取組を推進します。
②心のバリアフリーの推進	追加	障がい者への理解を促進し、合理的配慮の提供にかかる指導や情報提供を行う際にはアクセシビリティへの配慮に努めるなど、行政機関における「心のバリアフリー」を推進します。

(4) 福祉とまちづくりを一体的に推進する事業

人口減少や高齢化、基幹産業の低迷などに対して、従来の経済概念にとらわれない「共助」や生きがいづくりなど、地域の活性化につながる新たな取組を支援します。

取組	方向性	具体的な取組内容
①コミュニティビジネス等の推進	継続	住民が、地域の人材、ノウハウ、施設、資金等の資源を活用して行う経済活動や、地域の問題解決に向けた活動を事業のかたちで展開する「コミュニティビジネス」などの取組を推進します。

(5) 地域における見守り・助け合いの推進

地域において孤立する可能性のある方に対し、孤独感の解消や社会参加を促すため、見守りや助け合いの活動を支援します。

取組	方向性	具体的な取組内容
① 友愛訪問活動の支援	継続	ひとり暮らしの方の孤独感の解消や社会参加を促すため、老人クラブの会員による友愛訪問活動を支援していきます。
② 民間団体等との連携・協力による見守り活動の促進	新規	日常業務において、ひとり暮らし高齢者等と接する機会の多い民間団体との連携・協力体制を構築し、きめ細かな高齢者の見守り体制の充実・強化に取り組みます。

4 災害に強い福祉のまちづくり

(1) 社会福祉施設等の対策

社会福祉施設に入所している高齢者や障がいのある方などは、災害発生時に自ら避難行動をとることが難しいため、社会福祉施設が適切な対応ができるよう支援をしていきます。

取組	方向性	具体的な取組内容
①社会福祉施設等の災害対策の推進	継続	社会福祉施設等における利用者の安全確保及び災害時の避難施設として機能確保を図るため、災害時の取組についてより安全性が高まるよう支援します。

(2) 地域防災力の強化

地域住民との連携により、災害時の被害を最小限に食い止めるまちづくりを推進します。

取組	方向性	具体的な取組内容
①地域住民との連携による防災力の強化	継続	美波町防災まちづくり計画の適切な運用・更新に努め、地域住民及び自主防災会と連携した防災のまちづくりを推進していきます。
②自主防災会の活動支援	継続	自主防災会の行っている活動を支援すると同時に、自主防災会間の連携や、その他関係団体との連携を支援していきます。

(3) 支援を必要とする方にかかる情報の整備

災害時に支援を必要とする、在宅の高齢者や障がいのある方、妊産婦、乳幼児などの把握を行い、同時に支援計画の策定に努めます。

取組	方向性	具体的な取組内容
①避難行動要支援者名簿の整備と情報共有の推進	見直し	地域における災害時要援護者を登録する「避難行動要支援者名簿」の整備・更新について、名簿対象者のうち、支援が必要な人を把握し、名簿作成及び支援関係者との情報共有を進めます。
②災害時における避難方策の策定	拡大	避難行動要支援者名簿に登録されている人のうち、避難方法をあらかじめ決めておく必要があると考察できる者について自主防災会と連携し、個別計画の策定を進めます。

(4) 福祉避難所の設置・運営

災害時に特別な配慮が必要な高齢者や、障がいのある方等が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の拡充に努めます。

取組	方向性	具体的な取組内容
①福祉避難所の拡充	継続	災害発生時に、要配慮者が安心して避難所生活ができる環境を整備するために、本町では現在 3 か所の福祉避難所を指定していますが、津波被害などを考慮し、事業者等と連携しながらより安全な福祉避難所の確保に努めます。
②人材・物資の確保に向けた協力体制の構築	追加	福祉避難所で必要になる人材・物資などが速やかに確保調整できるよう、福祉関係団体等と平時から連携協力体制を構築します。

(5) 関係団体との連携協力体制の構築

災害の規模によっては、他自治体や関係団体等の応援が必要な場合があります。災害時に円滑な対応ができるよう、連携協力体制の構築に努めます。

取組	方向性	具体的な取組内容
①関係団体との連携協力体制の構築	継続	大規模災害発生時に、徳島県から派遣される災害時コーディネーター（被災者や避難所・医療救護所等の状況を把握し、県内及び県外からの人材と物資の調整を行う）と連携しながら、支援関係団体と連携協力体制を構築します。
②受援計画の策定	新規	支援団体やボランティアなどを積極的かつ円滑に受け入れることができるよう、受援計画の策定について検討します。
③広域応援体制の整備	継続	大規模災害が発生した場合に備え、県内外の市町村との防災広域相互応援協定の拡充を図るとともに、自治体間や自主防災間の連携強化を図ります。

第3次美波町地域福祉計画

令和2年3月発行

発行者 美波町

編集 美波町 福祉課

〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村 18-1

電話 0884-77-3614
